

平成20年12月

庄原市発注工事における地域建設業経営強化融資制度の適用について

庄原市役所 管財課 契約係

表題のことについて、地域の中小・中堅建設業者における資金調達の円滑化を推進するため、今般国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」を当市においても適用し、別紙のとおり運用しますので、ご承知置きください。

なお当制度について、具体的に利用の相談をされる場合は、西日本建設業保証株式会社広島支店、または株式会社建設総合サービス(下記)へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

○西日本建設業保証株式会社 広島支店

電話：082-243-3343

ホームページアドレス：<http://www.wjcs.net/>

○株式会社建設総合サービス ファクタリング事業部

電話：06-6543-2848

ホームページアドレス：<http://www.wingbeat.net>

※なお庄原市では、国や広島県が導入している「下請セーフティネット債務保証事業」は導入しませんので、ご承知置きください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係 TEL 0824-73-1203(直通)

地域建設業経営強化融資制度の適用について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされています。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、中小・中堅元請建設業者が有する庄原市発注工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を一定の事業協同組合等に譲渡し、当該事業協同組合等が一般財団法人建設業振興基金の債務保証を得て中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う方式と、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行う方式とを組み合わせた地域建設業経営強化融資制度を導入し、平成33年3月末日までの間実施します。

本制度の詳細については、以下を参照してください。

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、6を除き、以下「元請業者」という。）が、庄原市（以下「市」という。）の承諾を得て債権譲渡先に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が元請業者に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものです。

また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が元請業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、18に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができることとなっています。

なお、本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は部分払及び中間前金払を市へ請求することはできませんので、ご注意ください。

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、平成20年11月4日以降に契約中の工事で、以下を除くものを対象とします。

- (1) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

- ウ 債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (4) その他元請業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の金額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（様式3）第1条第1項(5)及び(7)の金額は、変更後のものとします。

また、元請業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、元請業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければなりません。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（2(1)アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

なお、承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、工事履行報告書（様式1）により行います。

5 承諾権限

元請業者が債権譲渡を行う際は、建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を必要とします。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者としてします。

7 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、元請業者の倒産等の兆候（１回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できます。

（参考） ○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の元請業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して元請業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が元請業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

9 履行保証との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請業者はあらかじめ保証人等の承諾を得てください。

10 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を市にする場合は、以下の書類を市各事業担当課（建設課、農村整備課等）へ提出してください。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）…3通
- (2) 元請業者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し…1通
- (3) 工事履行報告書（様式1）…1通
- (4) 発行日から3か月以内の元請業者及び債権譲渡先の印鑑証明書…各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書…1通

11 債権譲渡の承諾の処理について

- (1) 市では申請書類の提出を受けた後、内容を審査します。そしてその結果、債権譲渡を承諾した場合は、公印押印済の債権譲渡承諾書（様式2）2通を元請業者に交付します。
- (2) 申請に係る工事が2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行いません。この場合は、承諾を行わない旨及びその理由を速やかに元請業者に通知します。

12 申請書類等の提出に際しての注意事項

申請書類等の提出に際して、特に次のことを注意してください。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）及び債権譲渡契約証書（様式3）の写し
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき元請業者が請求でき

- る債権金額と一致しているか
- (2) 工事履行報告書（様式１）
工事進捗率が２分の１以上となっているか

13 支払計画等の提出

元請業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出してください。

また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画（参考一様式８）の写しを受けて確認するものとします。

14 融資実行時の報告書の提出等

- (1) 融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要がありますが、この出来高査定は、債権譲渡先が行います。
- (2) 元請業者及び債権譲渡先が、市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市に融資実行報告書（様式５）を提出してください。
- (3) 元請業者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、18に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に公共工事金融保証証書の写しを提出してください。

15 工事請負代金の振込先の変更について

債権譲渡先から元請業者への融資が行われた場合は、速やかに融資実行報告書（様式５）を市事業担当課へ提出してください。

16 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先から、確定した債権金額の請求する場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 工事請負代金請求書（様式６）…１通
- (2) 市公印押印済の債権譲渡承諾書（様式２）の写し…１通
- (3) 債権譲渡契約証書（様式３）の写し…１通

なお債権譲渡先は、市による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとします。

17 工事請負代金の請求書類等の提出（債権譲渡先より）に際して注意事項

- (1) 工事請負代金請求書（様式６）
請求金額が３に規定した譲渡債権の範囲ならびに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致しているかどうか

18 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から元請業者への融資額を控除した金額の範

囲内とします。

19 その他の留意事項

- (1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものです。市においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることはありません。

なお、本制度に係る債権譲渡によって、元請業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではありません。

- (2) 本制度は平成20年11月4日以降に契約中の工事案件から適用することとし、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとします。